

フランス消費者倒産の実務（中）

町 村 泰 貴

目 次

序

一 旧法の下での実務運用

〔1〕 申立

〔2〕 和解的整理（以上前号）

〔3〕 裁判上の民事更生

A. 更生手続の実際

B. 更生措置決定の実際

(i) 個々の更生措置の適用状況

(ii) 主たる住宅売却後の残債務割引

(iii) 個別債権ごとの事情の斟酌

C. 執行仮停止

D. 更生不可能な債務者に対する措置

E. 計画の履行

(i) 履行確保のための措置

(ii) 経済状態が好転した場合の処置

(iii) 不履行の場合の効果

一 旧法の下での実務運用（承前）

〔3〕 裁判上の民事更生

A. 更生手続の実際

ネイエツ法の更生手続は次のように進められるものと考えられていた（前掲図1参照）⁷²⁾。まず，一般的には和解的整理の不調に続いて債務者により更生申立がなされ，裁判官は開始要件の具備を確かめた上で開始決定を下す。続いて裁判官が債権者の呼び出し *appel* を公示させ，債権を届けさせるとともに，債務者の財産状態についての必要な調査を行う。他方，債務者の状態から必要があるときは強制執行の仮停止を命じる。かくして得られた資料に基づき，債務者・債権者を審尋した後に更生措置の決定を下す。

この段階での調査は，先行する和解的整理で収集された資料を用いるので，いわば二度手間になり不経済だとの批判が向けられるところである。しかし，この段階で債務者が特定の債権者について消滅時効を主張する場合など，裁判機関として実質的な審理判断を必要とする場合もある⁷³⁾。そしてここでの債権調査の判断に際しては，すぐ次にふれる開始決定の場合と異なり，対審主義の適用があるとされている⁷⁴⁾。

しかしながら実際の更生手続は，ローヌ・アルプ地方の実態調査⁷⁵⁾によれば裁判所によりかなりの違いがあるようである（図2参照）。

グルノーブル，リヨン，バランスの3小審裁判所の手続は上記の順序で，まず開始決定，次いで調査の結果を踏まえて更生決定を行っていた。ただしその中でも，開始決定の是非を決する審理において対審的に行うかどうかという点では違いが見られる。リヨン小審裁判所が債務者と債権者の双方を召喚した上で開始の是非を判断するのに対して，グルノーブルおよびバランスでは簡潔な

72) CALAI-AULOY, n.420

73) Civ. 1^{re}, 3 janv. 1996, Bull.civ.I, n°11.

74) Civ. 1^{re}, 30 oct. 1995, Bull.civ.I, n°385.

75) 以下の叙述は ANCEL, n.101 et s. に基づいている。

命令を非対審的に下す。

これに対してトレヴー小審裁判所で一般的にとられている方式は、開始決定を更生措置の決定と同時に下すというものである。開始決定を事実上省略し、更生措置決定において受理要件の具備も含めて判断するので、リヨンなどでの二回決定方式よりも迅速である反面、開始決定に付随する強制執行の仮停止を命じることが困難になる。そこで開始決定とは切り離して、仮停止を特別に命じる実務も見られるが、その法的根拠は明らかでない。

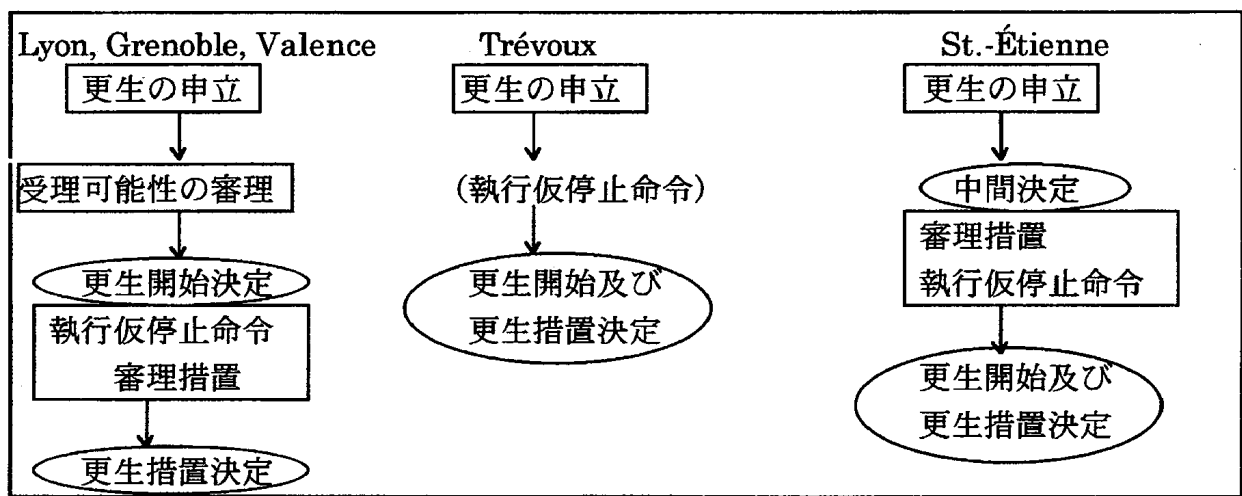


図2 ローヌ・アルプ4小審裁判所の手続比較

さらにサンテチエンヌ小審裁判所では、トレヴー裁判所と同じく開始決定と同時に更生措置の決定を下すが、手続開始に当たって資料の提出命令や債権者に対する届け出と整理提案の提出を求める、いわゆる中間決定 *décision avant dire droit* を下す。

このように開始決定を事実上省略して更生措置の内容決定への審理を開始するということになると、問題となるのは手続開始の判断に対する債務者・債権者など、利害関係人の防御権である。手続の開始が債務者の債務過重や誠実性など、手続開始要件を具備しているとの判断を含んでいるとすれば、また開始により執行の仮停止や情報提供義務という具体的な効果が債権者に発生するのであれば、その判断に対する利害関係人の審尋が要求されてしかるべきだとい

えよう⁷⁶⁾。しかしながら破毀院は、1994年の意見 avis で、対審的弁論を経ない開始決定を適法とした⁷⁷⁾。

この意見では、裁判上の民事更生開始の決定が債務者の誠実さについても債務過重の存在についても評価するものではないため、対審的弁論を必要としないとの理由が述べられている。しかしながらこの理由付けは理解しにくいもので、申立の受理要件 *recevabilité* が欠けていれば申立を却下することとなるはずであり、開始決定を下す以上は受理要件を満たしているとの判断が含まれているというのが通常の理解であった⁷⁸⁾。にもかかわらず、その後、破毀院はこの意見に沿って、開始決定が確定した以上更生計画決定の段階で債務者の不誠実を主張することは許されないとした控訴院判決を破毀し、開始決定には受理要件に関する既判事項の権威がないことを判決例としても明確にした⁷⁹⁾。

開始決定に対審主義を適用しないとする見解が理由とするのは、手続の遅延を回避する必要性、明文上対審的弁論が必要とされていないこと、そして受理要件の有無の資料は債務者が提出できるのであって債権者側からの提出は期待できないことなどが挙げられる⁸⁰⁾。学説は対審主義の適用ありとする見解が有力である⁸¹⁾。

破毀院の指摘するように開始決定は受理要件について既判事項の権威を有せず、更生決定の段階で受理要件も争いの対象となりうるとすれば、開始決定に対審的弁論が不要とするのみならず、開始決定を省略する実務も合理性を有するということができよう。

更生措置決定に至る審理期間をみると、レロン報告⁸²⁾によれば受理から更

76) この点は Nicole DECOOPMAN, *Le principe du contradictoire et le traitement du surendettement*, D.S. 1990.chr. 237, n.15 et s. 参照

77) Civ. 1^{re}, (Avis), 11 mars 1994, RTDCom. 1994.3.552 obs. PAISANT.

78) PAISANT, *ibid.*

79) Civ. 1^{re}, 17 oct. 1995, Bull.civ.I, n° 367, D.S.1995.IR.240, RTDCom. 1994.3.552 obs. PAISANT.

80) PAISANT, *op.cit.* (n.77)

81) DECOOPMAN, *op.cit.*(n.76), Y.CHAPUT, n.49 など

82) LÉRON, p.37.

生計画決定まで平均3.9カ月、受理から棄却決定までは3.5カ月とされている。ローヌ・アルプ地方の5小審裁判所全体では、申立から更生決定までの期間が平均6.2カ月、6ヶ月以内に更正決定を下したものが58.4%、逆に一年以上かかったものが7.3%であった。ただし手続の期間も裁判所ごとの違いが大きく、最も迅速なのがトレヴー小審裁判所（平均審理期間が3.4カ月、6ヶ月以内に更生決定が出されたものが91.3%）であるのに対して、グルノーブルとリヨン は平均に近く、最も遅いのがサンテチエンヌ小審裁判所（平均審理期間が9.3カ月、一年以上かかって更生決定が出されたものが25%強）であった⁸³⁾。

B. 更生措置決定の実際

(i) 個々の更生措置の適用状況

更生計画において裁判所が命じることのできる措置は、法律上5種類、すなわち弁済の猶予、再分割、利率の引き下げ、弁済の元本優先充当、そして担保権付債権を住居の売却によって弁済した残債務の減免である⁸⁴⁾。これらの措置が實際上どのように使われていたかという点であるが、ローヌ・アルプ地方の実態調査によれば表2の通り、再分割と利息の割引が大半の事件に適用され、猶予、元本優先充当は半数以下、残債務減免はごく例外的に適用されているにすぎない。

ここでも裁判所間の違いが目立つが、どの裁判所も高い適用率を示しているのは再分割であり、ついでトレヴー小審裁判所を除いて利息の割引である。

これに対して弁済の元本優先充当の割合は、グルノーブルとバランスのようにほとんど適用されないところと、リヨン、サンテチエンヌ、トレヴーのようにそれなりに適用されるところとに分かれる。この点は利息の削減の適用と関連している。利息割引と弁済の元本充当とは、「または」で列挙されており、

83) ANCEL, n.111.

84) 山本・紹介845頁以下が簡明にまとめている。

85) Y. CHAPUT, n.101. 重複適用しない方向で議会審議中に修正された。JAMET, n.152.

表2 各種更生措置の採用数

	決定総数	猶予	再分割	猶予+ 再分割	利息割引	元本への 優先充当	不動産貸付 の元本割引
Grenoble	138	35 (25.4%)	117 (84.8%)	19 (13.7%)	120 (87.0%)	6 (4.3%)	4 (2.9%)
Lyon	70	32 (45.7%)	50 (71.4%)	20 (28.6%)	60 (85.7%)	22 (31.4%)	2 (2.9%)
St.Étienne	69	31 (44.9%)	60 (87.0%)	23 (33.3%)	64 (92.8%)	39 (56.5%)	-
Trévoux	47	20 (42.6%)	44 (93.6%)	10 (21.3%)	14 (29.8%)	7 (14.9%)	-
Valence	42	18 (42.9%)	39 (92.9%)	6 (14.3%)	30 (71.4%)	-	-
合計	366	136 (37.2%)	310 (84.7%)	78 (21.3%)	288 (78.7%)	74 (20.2%)	6 (1.6%)

同一の債務に両者を重ねて適用することは予定されていない⁸⁵⁾。また表3に見られるように、グルノーブルとバランスの両裁判所においては、利率0とする利息削減の適用割合が高い。計画期間中に利息が発生しなければ、弁済はすべて元本に充当されるのであるから、別に元本への優先充当を定める必要はないわけである。

なおこの利率0とする利息の割引については、その適法性をめぐって争いがあった。文理解釈として、*taux réduit qui peut être inférieur au taux d'intérêt légal* という文言（旧 L.332-5条2項）は利息を免除することまで含むと解することが出来ないというのが否定説の主な論拠であり、破毀院も一度

86) 利息の割引という文言から、完全な削減は認められず、象徴的な利率にまで下げることしか許されないとしていた。Bull. inf. C.cass., 1^{re} nov. 1992, p.27.

図3 裁判所ごとの措置適用分布

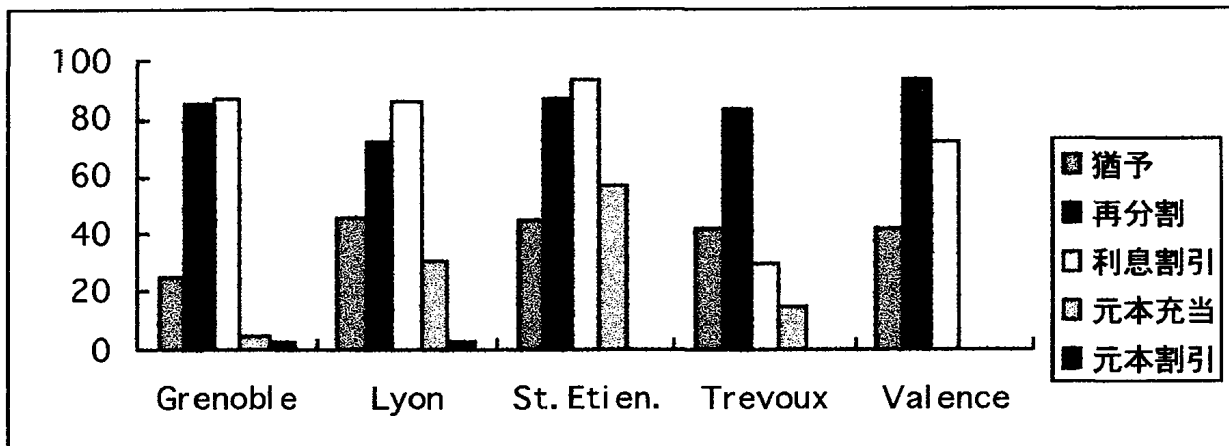


表3 利息割引の程度

裁判所	利息割引のある事件数	法定利率以下へ割引	利率0へ割引
Grenoble	120	99(82.5%)	95(79.2%)
Lyon	60	44(73.3%)	28(46.6%)
St.Étienne	64	38(59.4%)	23(38.3%)
Trévoux	14	13(92.8%)	0(0%)
Valence	30	20(66.7%)	19(63.3%)
合計	288	214(74.3%)	165(57.3%)

は否定説に立って avis を出した⁸⁶⁾。しかしながら、立法段階では、上院で一旦法定利率の半分を最低限度とする旨の修正が加えながら、下院で利率0への削減を認めることが必要とされ、最低限度の定めは削除された経緯があり⁸⁷⁾、立法者の意思はむしろ肯定説であった。

実際はかなりの裁判所が利率0とする計画をたてており（表3参照）、破毀

87) PAISANT, obs. RTDCom. 1991,656, 参照。

院も1993年には、利率0とする計画に十分な理由が付けられていないとの理由で破毀する判決を下した⁸⁸⁾。すなわち利率を0とすることそれ自体の適法性は前提としたものである。次いで1994年には利率0とする計画を適法と認める判断を下し、みずからの avis を覆すに至った⁸⁹⁾。

(ii) 主たる住宅売却後の残債務割引

主たる住居の売却の場合の残債務免除についてのデータは、ローヌ・アルプ地方の実態調査にはわずか6件（グルノーブルで4件，リヨンで2件）見られるのみである⁹⁰⁾。アンセル教授はこの数の少なさを，例外的措置であることに加え，裁判官が主たる住宅の売却をできるだけ避ける傾向にあるためと説明している⁹¹⁾。

この旧 L332-6条をめぐっては多くの裁判例が蓄積されてきた。

まず，旧 L.332-5条の更生措置と旧 L332-6条との重複適用は認められ，旧 L332-6条の適用により減額された残りの債務についても分割払いとし，利息を割り引く計画の作成が許される⁹²⁾。

次いで法文は債務者の主たる住居の取得 acquisition に必要な金銭を貸し付けたことを要求しているが，文字どおりの取得のみならず，増改築に必要な費用の貸付も含まれる⁹³⁾。減額を回避するために，住宅取得費用の直接の貸付ではなく，その弁済のための貸付とした場合であっても，旧 L332-6条の適用

88) Civ. 1^{re}, 5 avr. 1993, D.S. 1993.IR. 120, RTDCom. 1993.573, obs. PAISANT.

89) Civ. 1^{re}, 12 janv. 1994, D.S. 1994.IR. 44, RTDCom. 1994.115, obs. PAISANT.

90) 具体例として，94,000フランの残債務を30,000フランに減額した例，403,531フランの残債務をゼロにした例などが紹介されている。ANCEL, n.205.

91) ANCEL, n.204.

92) Civ. 1^{re}, 16 juin 1992, D.S. 1992.IR. 234, RTDCom. 1992.867, obs. PAISANT. この判決は，猶予および分割払いが定められていることを理由として残債務元本割引を認めなかった控訴院の判決を破毀している。

93) Civ. 1^{re} (Avis) ,2 mai 1994, Bull.civ. I., n°14, RTDCom. 1994.554, obs. PAISANT. ただし，この意見では貸付の一部が改築工事に使われた場合も割引の対象となるとしており，ペイザン教授によれば，改築工事のみのために貸し付けられた債務については割引の対象とならないとの反対解釈ができるという。

94) Civ. 1^{re}, 30 mai 1995, RTDCom. 1995.655, obs. PAISANT.

を受ける⁹⁴⁾。

債権者は、債務者の主たる住居に抵当権を有する金融機関でなければならず、抵当権のついていない債務を減額することは許されない⁹⁵⁾。もっとも、住宅の売却により配当を受けた債権者と後順位の抵当権のため配当を受けなかった債権者がいる場合に、後順位抵当権者の債権元本を減額の対象となしうるかどうかは、なお明らかではない⁹⁶⁾。

法文は元本の減額に理由を付けることを要求しているが、その理由としては債権者の貸付時の認識などではなく、債務者が不動産貸付の残債務を弁済すれば他の債務の弁済計画が実行できなくなるなどの事情が必要で、かつそれでよい⁹⁷⁾。そして債務者の弁済可能性に照らして必要不可欠であれば、残債務の全部の免除も旧 L332-6条の適用として許される⁹⁸⁾。

なお債務元本を減額するには、不動産の売却代金が明らかになった後でなければならない⁹⁹⁾。手続内で債務者に売却を命じることも可能であるが、その実効性をめぐって問題がある (後記 E(i)参照)。そこで最近の判決例で、債権者に不動産執行の再開を許し、その売却代金が債務償還に不足した場合に改めて債務者が申立をせよとした控訴院判決があったが、破毀院は法の認める更生措置を命じていないとの理由で破毀した¹⁰⁰⁾。他方破毀院は、債務者が売却を拒んだため、1年間の猶予のみを定める計画を命じた事例を適法と認めた¹⁰¹⁾。

95) Civ. 1^{re}, 11 oct. 1994, Bull.civ.I, n°287.D.S. 1994.IR. 245, これに対して学説は反対であった。Y.CHAPUT, n.109.

96) Angers, 9 mai 1994, D.S. 1994.IR. 166, RTDCom. 1994.555, obs. PAISANT. は、減額を住居売却による一部弁済の見返りととらえ、弁済を受けていない債権者は登録があっても減額の対象とならないと解するようである。

97) Civ. 1^{re}, 17 mai 1993, Bull.civ.I, n°180.D.S. 1993.IR. 159, RTDCom. 1993.576, obs. PAISANT, Civ. 1^{re}, 3 janv. 1996, Bull.civ.I, n°12. ただし、補充的に債務者の態度を問題とすることはもちろん許される。Civ. 1^{re}, 24 févr. 1993, Bull.civ.I, n°86.

98) Civ. 1^{re}, 31 mars 1992, Bull.civ.I, n°103.D.S. 1993.IR. 159, RTDCom. 1993.576, obs. PAISANT.

99) Civ. 1^{re}, 10 mars 1993, Bull.civ.I, n°106.D.S. 1993.IR. 92.

100) Civ. 1^{re}, 27 févr. 1996, Bull.civ. I, n°113, D.S. 1996.IR. 84, RTDCom. 1996.333, obs. PAISANT.

101) Civ. 1^{re}, 3 janv. 1996, Bull.civ. I, n°13.

結局、あらかじめ住居が売却されてしまった場合のみを念頭において規定されているため、債務者所有不動産の売却を含んだ更生計画作成には十分な手当がなされていない。

(iii) 個別債権ごとの事情の斟酌

更生措置の内容は、個別の債権ごとの事情を考慮して決定する必要もある。例えば旧 L.332-7条は、与信時における債務者の財産状態について各債権者が有していた認識を考慮して条件を設定することができるかと定めている。さらに実務上は、小規模な売主の債権について優先的に弁済させるなどの考慮も働いている¹⁰²⁾。従って、更生措置の決定においては、計画の中で承認された債権の一覧表をもとに、個々の債権ごとに弁済期と弁済額が定められる。

このように個別の債権ごとに弁済条件を決定するという場合、法の明示する区別を越えて差異を付けることが許されるか、それとも債権者平等の原則が適用されるかが問題となろう。

具体例として末尾に訳出したグルノーブル小審裁判所の決定例¹⁰³⁾では、債務の総額を確定したのち、債務者の総収入を計算し、そこから家賃などの固定出費と必要生計費を差し引いて返済可能額を月2000Fと算出している。これに基づいて、5年間の弁済計画をたてているが、債権者のうち遅滞なく弁済されている一社(B.M.W)についてはそのまま弁済を継続することとしていること、その他国庫、フランステレコム、地元の貯蓄銀行に対する債務は特別の弁済計画をたて、残りの債権者はそれらの債権者への弁済が終了した後に一律51回払いとしていることが注目される。

こうした債権者不平等の取り扱いが許されるかどうかは争いのあったところだが、破産院は法が明示的に例外を認めていることと、債務者の更生を確保するために裁判官が個別の債権ごとに法定の更生措置の適切なものを適用するべ

102) ANCEL, n.179.

103) TI Grenoble, 7 mai 1991, ANCEL, Annexe n.22-1.

104) Civ. 1^{re}, 5 avr. 1993, D.S. 1993.IR. 120, RTDCom. 1993.573, obs. PAISANT, Civ. 1^{re}, 13 juin 1995, Bull.civ. I, n°261.

きであることを理由として、債権者平等原則に拘束されないと判示した¹⁰⁴⁾。

C. 執行仮停止

裁判上の民事更生における強制執行の仮停止は、和解的整理における委員会の請求に基づく停止（上記 [2] D 参照）と異なり、2カ月を越えない期間で一回のみ更新可能と規定されていた（旧 L332-3条）。この期間制限は短すぎるという批判があったが、実務上も当初の仮停止命令のなかで更新する旨を規定するなどの例がある。特に、ローヌ・アルプ地方の実態調査の中で、開始決定を更生決定と同時に下す代わりに定型的な中間決定を出しているサンテチエンヌ小審裁判所では、定型文に次のような文言が入っている。

「停止は、更生計画が最初の2ヶ月の期間内に成立しない場合には、自動的に新たな2ヶ月の期間に更新される。」¹⁰⁵⁾

サンテチエンヌおよびトレヴー以外の裁判所では、開始決定のなかで仮停止命令を下すが、開始決定の後で別個に執行仮停止命令が下されることも当然あり得る。そしてその場合の対審主義が旧デクレ19条に定められているが、これは必ずしも遵守されず、当事者を呼び出さずに仮停止命令を下す例が頻繁に見られる¹⁰⁶⁾。

執行仮停止が命じられる割合は、同じくローヌ・アルプ地方の実態調査結果によればそれ程高いわけではなく、開始決定に対して53.6%が執行仮停止を命じているにすぎない¹⁰⁷⁾。

D. 更生不可能な債務者に対する措置

法が認める更生措置は5年を限度とする猶予・再分割であり、債務の免除は主たる住宅の売却によっても残る住宅ローンに規定されているのみであって原

105) ANCEL, n. 133.

106) *ibid.*, n. 131. アンセル教授によれば、和解的整理の際の執行仮停止については呼び出しなしで命令できることとなっており、これと混同された結果と考えられる。

107) ANCEL, Annexe n. 16 の表による。

則としてできない。そこで収入に照らして著しく債務が過大な場合には5年以内に償還を完了する計画をつくることもそもそも非現実的であることも考えられる。このような場合に裁判所は、更生計画作成が不可能であるとして不受理とするか、法の限度を越えた更生計画をたてるか、もしくは計画期間中に債務の償還が終わらない更生計画をたてるしかない。ローヌ・アルプの実態調査にはこの他に、債権者が債務者の賃金差押をするよう指示する裁判例¹⁰⁸⁾や、必ずしも更生不可能な場合の処理に限られないが、一部の債権についてのみ分割払いを命じる暫定計画を作成し、最終計画において他の債務の弁済計画を作る方法が見られる¹⁰⁹⁾。前 (B(ii)) に挙げた、不動産競売の後に再度の申立を指示する内容の計画例も、この一種といえよう。

このうち法の限度を越えた期間の償還計画が違法であることは明らかである¹¹⁰⁾。他方債務の償還が可能な更生計画を作成する見込みがないことを理由とする不受理は破産院により不適法とされた¹¹¹⁾。そこで、債務の償還が完了しない計画をたてることとなる。この場合、計画期間満了まで弁済できなかった部分については計画期間満了時に全て弁済することとなるが、実際のところそれは不可能であろうから、新たな債務過重が生じることになる。

こうしたやり方について最近の判例では、債務者の収入と両立しうる計画をたてなければならないとして、最後の支払期に71,500フランを一括支払うという計画を破産している¹¹²⁾。もっともこの事案は不動産売却後の例で、元本削減が可能なケースであった。そして他方では、計画期間中に債務完済を終えなければならないという要請はないという破産院判決もある¹¹³⁾。従って、破産理由のポイントははっきり書かれていないものの、元本をより多く減額すべき

108) TI Valence, 27 juill. 1990, ANCEL, Annexe 20-4.

109) バランス小審裁判所にみられる。ANCEL, n.194.

110) Versailles, 12 déc. 1991, D.S. 1991.IR. 112, Civ. 1^{re}, 16 juin 1993, Bull.civ. I, n°220. ただし、期限の利益を失っていない債務は別である。

111) Civ. 1^{re}, 27 janv. 1993, RTDCom. 1993.371, obs. PAISANT, Civ. 1^{re}, 27 juin 1995, Bull.civ. I, n°289.

112) Civ. 1^{re}, 13 mars 1996, Bull.civ. I, n°136.

113) Civ. 1^{re}, 26 mars 1996, Bull.civ. I, n°157.

であったという意味に解釈することもでき、こう解すれば、計画期間満了時に多額の返済を予定して、結果的に再び債務過重となることが避けられない計画が常に不適法とされるわけではないと考えられる。

末尾に訳出した決定例には、債務者が計画期間満了時において遅滞中の利息償還と、計画から除外された債権のうち爾後確定されたものとの弁済が出来ない場合について、新たな債務過重処理手続の申立が可能なることを指摘している。このように計画期間満了後に新たな償還計画作成の手続を申立てることを予定した計画というのは、5年の期間を定めた法を実質的に潜脱するものだけに問題があるようにも思われる。

この点破毀院は、最初の手続中に予見することができなかった新事実がなければ、当然に二度目の手続が受理されることを予定することは不適法であるとする¹¹⁴⁾。問題はこの新事実としてどのようなものが認められるかという点である。破毀院は、最初の手続で定められた償還計画実行が債務者の収入の変動により不可能となったケースにおいて、債務者の財務状況における新たな要因から当初の計画による弁済ができなかったことを証明できたとして、新たな裁判上の民事更生手続申立が受理されるべきだと判示した¹¹⁵⁾。

ともかく判例としてはっきりしているのは、あらかじめ二度目の手続を予定して計画をたてることは認められないが、当初の計画の不履行が債務者の収入減少など、個人の経済状態の変動によりもたらされたものであれば、新たな更生計画の作成を申し立てることが許されるというものである。これを厳格に解すれば、法の認める5年の期間制限を回避することにつながる可能性がなくなるが、裁判所が楽観的すぎる償還計画をたてた場合に再度の申立ができなくなる可能性も指摘されている¹¹⁶⁾。

114) Civ. 1^{re}, 12 janv. 1994, D.S. 1994.IR. 52, RTDCom. 1994.363, obs. PAISANT. なお, Civ. 1^{re}, 27 févr. 1996, précité (n.100)も参照。

115) Civ. 1^{re}, 10 juill. 1995, Bull.civ. I, n°318.D.S. 1995.IR. 196, RTDCom. 1995.843, obs. PAISANT.

116) PAISANT, *ibid.*

E. 計画の履行

(i) 履行確保のための措置

旧L.332-5条3項は、計画に定めた猶予等の措置の条件として、債務者が債務弁済を容易にしたり確実にする行為を命じることができること、および債務超過状態を悪化させる行為の禁止を命じることができるとしている。

前者の具体例としては、住居の売却¹¹⁷⁾、家賃の安いアパートに移ること、テレビの売却、電話の解約、そして仕事を見つけるようにとの勧告までが、ローヌ・アルプ地方の実態調査で報告されている¹¹⁸⁾。またこれとは逆に、計画が履行できなくなった場合の債権者の引当にするために、一定の財産の処分禁止を条件としたり、処分に裁判官への通知を必要とする条項も見られる¹¹⁹⁾。

もっとも、それらの実際の効果には問題が残されているようである。住宅の売却を命じるといっても強制的に売却させることができるわけではなく、売却を計画の条件とすることができるにとどまる¹²⁰⁾。またこれらの付随的な義務を怠った場合の効果も、必ずしも明らかではない。学説上、債権者が計画に拘束されなくなると指摘するものがある¹²¹⁾が、付随的な義務が停止条件とされているか解除条件とされているかによってメカニズムが異なるであろうし、いずれにしても、その不履行をどのような手続で確定するのかという点は問題として残されている¹²²⁾。

これに対して債務超過状態を悪化させる行為の禁止については、かなり頻繁に命じられており、ローヌ・アルプ地方の実態調査では決定例の45.6%が借入

117) Civ. 1^{re}, 3 janv. 1996, Bull.civ. I, n°13.

118) ANCEL, n.207.

119) ANCEL, n.208. グルノーブルとリヨンにて、8件見られる。

120) Civ. 1^{re}, 18 mai 1994, RTDCom. 1994.554, obs. PAISANT. なお、前掲注100および101に引用した裁判例も参照。

121) Y. CHAPUT, n.105.

122) Douai, 7 avr. 1994, RTDCom. 1994.555, obs. PAISANT は付随的な不動産の売却を怠った場合に債務者が計画の利益を享受できないとする。また Grenoble, 13 janv. 1994, ibid. は、いささか趣旨が明らかでないが、債権者の個別的執行を認めつつ、その利息については不動産売却のなされるときまで発生しないとの条件をおいたものようである。

禁止を規定している。またクレジットカード等の弁済のためのカード利用を禁止する例も22%の決定例に規定されている¹²³⁾。

これらの場合には、旧 L.333-2条 3号に、債権者または裁判官の同意無しに新たな借り入れをした場合に失格するとの規定があるので、その違反に対するサンクションは一応明確であり、また債務過重処理手続による計画は支払事故データベースに登録される (L.333-4条 3項参照) ため、実際上は新たな借り入れをすることが困難でもある。

(ii) 経済状態が好転した場合の処置

更生計画により弁済猶予・再分割払いが課せられた後、計画作成時に前提としていた債務者の収入や生活条件が変動することは当然予想される。状況が変わって経済状態が悪化した場合には、前述したように (D)、再度の更生計画作成手続を申し立てることとなるが、経済状態が好転して弁済資力が増大した場合には、債務者が再度の更生手続を申し立てるインセンティブはない。そこで、経済状態が好転した場合の見直しが問題となり、これをあらかじめ更生計画に定めておくことが求められていた。こうした条項を *une clause de retour à meilleure fortune* という。

破産院はさらに一歩進めて、新たな事実によって債務者の経済状況が改善して、もはや債務過重でなくなった場合には、資力回復条項がなくとも債権者が更生措置の解除 *mainlevée* を請求することができると判示した¹²⁴⁾。

(iii) 不履行の場合の効果

債務者が計画を履行しなかった場合について法は規定しておらず、解釈に委ねられていた。そこで、不履行によって債務者は、計画全体の失効 *caducité* 招くのか、それとも期限の利益を喪失するのか、履行されなかった債権者に対してのみ計画の利益を失うのか、それとも全債権者に対して計画の利益を失うのか、そしてその手続はどの裁判所の元でなされるのか、といった諸点が問題とされていた。

123) ANCEL, n.209.

124) Civ. 1^{re}, 9 févr. 1994, D. S. 1994. IR. 82, RTDCom. 1994. 362, obs PAISANT.

実務は、履行されなかった債権者のみに対する計画の利益喪失を規定する例もわずかながら見られるものの、多くの計画で全債権者に対する計画の失効を定めていた¹²⁵⁾が、控訴院判例はその有効性をめぐって分かれていた¹²⁶⁾。そして1994年に至り、破毀院がこの問題に決着を付けた。すなわち裁判上の民事更生手続で裁判官が下した更生計画決定は、それが履行されなかった場合でも、既判事項の権威を有するものであって失効することはないと判示し、債権者は債務者の任意の履行がない場合に更生計画通りの履行を訴求することができるのみであるとした¹²⁷⁾。

この判決の結論は極めて債務者保護的色彩が強いが、債務過重処理の失権は旧L.333-2条に列挙されており、そこには計画の不履行が掲げられていないことや、債務過重処理手続の終了によって裁判官の係属がなくなることも論拠として挙げられよう。

125) ANCEL, n.223. LÉRON, p.49.

126) PAISANT, observation, RTDCom. 1993.175が詳しい。

127) Civ. 1^{re}, 12 janv. 1994, D.S. 1994.IR. 44, RTDCom. 1994.114 et s., obs. PAISANT.

資 料

グルノーブル小審裁判所1991年5月7日判決

申立当事者 Monsieur X₁ Michel
1953年9月28日 Voiron 生まれ
本人出頭
Madame X₂ Marie-paule, X₁ の妻
1952年7月17日 Jallieu 生まれ
不出頭
住所 [略]

相手方¹²⁸⁾ BANQUE NATIONAL DE PARIS
SAD
SOFINCO
CREDIT MUTUEL

1990年7月6日, X₁ およびその妻の X₂ は1989年12月31日法律89-1010号により設立された個人の債務過重状態検討委員会に申立をなした。

1990年7月25日, 小審裁判官は3ヶ月間の執行仮停止を命じた。

1990年10月24日, 委員会は X₁X₂ 夫妻に対して, 償還能力の明らかな不足のため合意による整理計画を作成することが不可能であると通知した。

1990年11月7日, X₁X₂ 夫妻はグルノーブル小審裁判所に裁判上の民事更生手続開始を申し立てた。

1990年12月27日の判決において同裁判所は裁判上の民事更生手続を開始し, 2ヶ月間の執行仮停止を命じた。

同判決では各債権者に対して, 債権を証する契約書, ならびに弁済期, 残元

128) 住所および代理人の表示は省略

本および利息を記した明細書を、送達の日から1ヶ月以内に書記に送付し、債務者に伝達するよう命じた。

1991年4月9日の期日において、出頭した X_1 は全く受領していないと述べた。

書記は SOCIETE AGENCES ET DE DIFFUSION および CAISSE D'EPARGNE DE VOIRON ET DE VAG FINANCEMENT より書類の提出を受けた。

FINAREFF 社および SOFINCO は契約書ではなく明細書を送付した。

債権者のうち B.N.P., SOFINCO および CREDIT MUTUEL は出頭または代理出頭し、さらに SOFINCO は B.M.D. を代理している。

裁判所は、BNP の債権の一部および AGENCES ET DIFFUSION 社の債権の全部について、 X_2 が商売を行なっていた時期に発生したもので、その商売は1983年12月2日判決により財産の清算が宣言され、1986年2月7日に財産不足により終結していることを確認した。

弁済および分配のための手続は他の裁判所に係属しておらず、これらの債務も職業上の債務ではあるが、本弁済計画に含まれる。

債権の状況は次の通りである。

-B.N.P.

1. 1989年9月25日小審裁判所判決

残元本 10667.75 フラン

1989年5月24日以降の法定利率による利息 (債権者が計算していない)

費用 289.41 フラン

[以下略]

理由

一件記録によれば、確定できる債務は以下の通りである。

-B.N.P.

・10 667.75フランおよび289.41フラン 計10 957.16フラン

・ 17 710.73フランおよび1 500フランおよび829.78フラン 計20 040.51フラン

-SAD¹²⁹⁾

・ 16 678.41フランおよび28 348.46フラン 計45 026.87フラン

-ATHENA BANQUE 17 726.23フラン

-CAISSE D'EPARGNE DE VOIRON

・ 9024.58フランおよび1277.48フラン, 計10302.06フラン

-B.M.W. SOFINCO 3 701.70フラン

-TRESOR PUBLIC

・ 2847フランおよび675.20フラン, 計3 522.45フラン

-TELECOM 5 680.49フラン

-V.A.G 13 379.45フラン

合計 130 336.92フラン

SOFINCO の当座預金口座の貸越債務は期間徒過により消滅した。

Crédit Mutuel, Caisse d'Epargne の当座貸越, Finaref, Cetelem の債務は債権者の懈怠から確定できない。

※※※

両債務者には1982年生まれの子供がいるが、彼らの全収入は以下の通りである。

129) 債権の確定における16678.41フランは利息であるため、弁済計画から除外されている。

X_1 はグルノーブル交通会社サンテグレブ支社に勤務し、4 250フランの給与を得ているが、(ボワロンに住んでいるため) 交通費として年間10 000フランを確保しなければならない。

現在通勤災害のため日額142.50フラン、月額4 275フランの補償金を受給している。

X_2 は定職につき、月4 250フランを得ている。

家族の社会保障給付は受けていない。

収入合計は月8 525フランである。

X_1X_2 夫妻は毎月の固定出費を以下のように証明した。

- 家賃 : 1750フラン
 - 電気代 年6400フラン : 553フラン
 - 所得税 : 0
 - 住居税 年1400フラン : 117フラン
 - 子供の教育費 四半期600フラン : 200フラン
 - 保険 年4243フラン : 354フラン
 - 子供のアレルギーのための医療費
 - ・看護費 41.50 × 2
 - ・ワクチン 年500フラン
 - ・医療費 179フラン
- 合計 304フラン

固定出費の合計 3 258フラン

可処分所得 8525 - 3258 = 5267フラン

三人家族の生活費を考慮すると、裁判所は月償還可能額が2000フランを越えないと評価する。

BMW の契約は現在履行中であり、法定利率より低い約定利率に基づいており、1992年3月に支払いを終わるので、契約通り、弁済期に399.18フランの支払いを継続しなければならない。

国庫の債権は6月7月8月の三回に支払わなければならない。

弁済計画の策定により、すべての債権が利息を生じさせず、すでに発生した利息は元本支払いのための5年の期間終了時まで繰り延べされる。

確定されなかった債務にかかる債権者は、計画履行期間中、その債権の債務名義取得を行うことができるが、いかなる種類の執行措置もとることが出来ない。

※※※

以上の理由により、

裁判所は非公開の審理の後、対審的とみなされる初審の判決を下す。

前述の理由により確定された債権者は以下の期限の通り弁済を受ける。

債権者	債 務	月 額	
TRESOR	3 522.45フラン	2×1600 322.45	1991/6/5および7/5 1991/8/5
B.M.W.	3 701.70フラン	399.18	1991/5/5から 1992/3/5まで
TELECOM	5 680.49フラン	1278 2×1600 1202.49	1991/8/5 1991/9/5および10/5 1991/11/5
B.N.P.	30 997.67フラン	51×607.80	1992/4/5から 1996/6/5まで
SAD	28 348.46フラン	51×555.85	1992/4/5から 1996/6/5まで
ATHENA BANQUE	17 726.23フラン	51×347.57	1992/4/5から 1996/6/5まで
CE VOIRON	9024.58フラン	397.51 4×1600 12×185.59	1991/11/5 1991/12/5から1992/3/5 1992/4/5から1993/3/5
V.A.G	13 379.45フラン	51×262.34	1992/4/5から 1996/6/5まで

この計画の満了する1996年6月5日に、1991年5月7日段階で弁済期の来ている利息および計画から除外された債務でその時点までに確定されたものを債務者が弁済することが不可能である場合、債務者は債務過重手続の新たな開始を請求することが出来る。

X_1X_2 夫妻は計画履行期間中、債権者または裁判官の同意を得なければ、新たな借り入れも処分行為もすることが出来ない。

本決定は仮執行力を有する。

署名

(資料終わり)